資料１－１

沖縄に係る関税制度上の特例措置

令和８年１１月６日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

沖縄に係る関税制度上の特例措置（特定免税店制度）

現行制度

- 特定免税店制度は、沖縄の市中又は空港等の免税店において、沖縄から本邦の他の地域へ出域する旅客向けに販売される物品（外国貨物）について、20万円の範囲内で関税を免除する制度。

 （参考）令和４年度からインターネットでの免税品の事前購入（免税品の引渡しは空港等）が可能。

- 本制度(平成10年度に創設)は、沖縄振興特別措置法（沖振法）に基づき、関税暫定措置法（暫定法）に、具体的内容及び適用期限が定められ、３年間の適用期限が本年度末に到来。



検討

- 内閣府及び経済産業省より、特定免税店制度の適用期限の５年間延長（令和13年度末まで）の要望。
- 内閣府によれば沖縄観光におけるショッピングの需要は高く、令和７年度に沖縄を訪れた国内観光客の17%が特定免税店に訪れるなど、沖縄におけるショッピングの魅力を高める要素の一つとして寄与。
- 内閣府によれば、令和13年を目途に、沖縄の市中の免税店の運営に新規参入を検討している事業者があるとのことであり、当該事業者の予測可能性のある制度とする必要がある。

改正の方向性

- 特定免税店制度について適用期限を５年間延長する。

沖縄に係る関税制度上の特例措置（選択課税制度等）

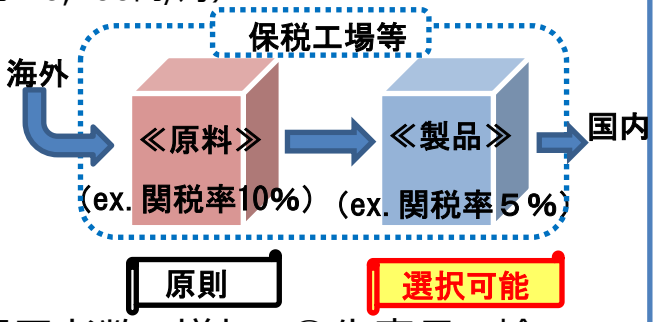
現行制度

- 選択課税制度は国際物流拠点産業集積地域（国際物流地域）における保税工場等において、外国貨物を原料として製造される製品について、原料課税か製品課税かを輸入者が選択できる制度。
- このほか、沖振法に基づき、税関関係手数料令において、国際物流地域における保税蔵置場等の許可手数料を1/2に軽減する措置を講じている。
- 選択課税制度（平成10年度に創設）は、沖振法に基づき暫定法において具体的内容及び適用期限の定めあり。

（参考）国際物流地域内の平均的な入居面積（保税蔵置場）：約802㎡（12,200円→6,100円/月）

⇒これらの制度について、２年間の適用期限が本年度末に到来。

<選択課税制度>



検討

- 内閣府及び経済産業省から、①選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置に係る適用期限の３年間延長（令和11年度末まで）の要望。
- 国際物流地域における企業集積の進展は、同地域における①新規雇用者数の増加、②生産品の輸出額・国内出荷額の増加、③沖縄県全体の一人当たりの県民所得の増加にも一定程度寄与。
- 選択課税制度は沖振法に基づく国際物流地域に関する各種税制上の特例措置の一環として国際物流地域における企業誘致の観点から沖縄県の魅力を訴求する制度の一つ。
- 保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置は、現在、９者の保税蔵置場が適用を受けており、今後、選択課税制度と相まって国際物流地域における企業集積に一定の効果をもたらすと考えられる。

改正の方向性

- 選択課税制度及び保税蔵置場等の許可手数料の軽減措置について適用期限を３年間延長する。